

平成15年9月

「リレーションシップバンキングの機能強化計画」策定について

津信用金庫は、平成15年3月28日に金融庁から公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を下記のとおり策定し、その「要約」を地域みなさまに公表いたします。

記

1. 津信用金庫の考え方

「リレーションシップバンキング」は、中小企業と地域金融機関が長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質、事業の将来性等についての情報を得て、金融機関が融資を実行するビジネスモデルであると考えています。

当金庫としては、個々の計画について、前向きに取り組んでいき、地域社会の発展に貢献していきたいと考えています。

2. 計画内容

次頁以降の「機能強化計画の要約」に基本方針及び当金庫が取り組む個別項目の計画等を記載してありますので、ご参照下さい。

機能強化計画の要約

1.基本方針

- ①)アクションプログラムに示されているように、地域の実態に即し、「実態に即した取扱い」に従い、個々の計画について、実行(実現)可能なものは前向きに取組み、不可能なものとの間で、これらを取捨選択して取扱う。
- ②)今回示された個々の計画のなかには、当金庫が経営の一環として既に取り組んでいるもの、中小企業金融再生や金融機関の健全性確保、収益性の向上のため真に必要なもの、当金庫の自助努力で比較的容易に取組めるもの等が包含されており、これらについては前向きに取組む。
- 反面、他機関とのネットワーク構築、政府系機関との連携など、相互の関連保持の関係から早急な取組みが困難視されるものがあり、これらについては、消極的にならざるを得ない。
- ③)今回示された個々の計画が実現された段階では、中小企業金融の再生及び当金庫の経営体質の強化に資する面は多々認められるので、当金庫としては、実現可能なものは経営の現場に取り入れ、リレーションシップバンキングの担い手として、当地域の利用者から十分な評価が得られるよう、最大限の努力を傾注する必要があると考えている。

2.アクションプログラムに基づく個別項目の計画

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
・中小企業金融の再生に向けた取組み					
1.創業・新事業支援機能等の強化					
(2)企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	1.内部研修を実施せず、外部研修に派遣している。 2.全国信用金庫協会、東海地区信用金庫協会主催研修に参加している。	役職員を外部研修(目利き研修)に派遣する。全信協研修のカリキュラムを検討し必要とする講座に参加させる。	外部研修に参加させる。	左記に準じ、効果をあげる。 17年度以降更に、一層の充実を図る。	外部研修へ派遣する。 -1-(2)「目利き研修」
2.取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1)経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	1.コンサルタントや情報提供を行っている。 2.信金中金の業務紹介、融資情報等を提供することはある。 3.今後の課題は広範囲なネットワークの活用を図ることである。	1.前向きに広範囲なネットワークの活用を図る。 2.コンサルティングや情報提供機能は重要な問題であり、前向きに取り組む。 具体的取組策 1.インターネットによる情報源の開拓を図る。 2.取引先に対するコンサルティングやビジネス・マッチングに関する関心をもちさせる。 3.知識涵養のため、外部研修に派遣する。	1.店長会議等で趣旨説明する。 2.職員を外部研修に派遣する。	15年度スケジュールに準じて、徹底を図る。 17年度以降更に、一層の充実・強化を図る。	可能な範囲で前向きに取り組む。

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	1.当金庫は、破綻先、実質破綻先は皆無であり、融資先の不渡り発生は過去3年間ない。倒産もない。 2.破綻懸念先、要注意先では、審査及び管理面での対応を区分してメリハリのある態度で臨んでいる。 3.破綻懸念先については将来的に再生する可能性はほぼ見込めないの、厳しく対応せざるを得ない。 4.要注意先について業種、経営能力、取扱商品、販路、売上高、採算等を注視、経営の存続を希求し、再生のチャンスを見守っている。これらに対しては、貸し増しや金利引下げ要請に応ずるなどケースバイケースで対応している。保証協会の保証を要請するケースはあるが、増担保や保証人の追加、金利の引き上げを要請するケースは皆無に等しい。 5.反面、不良債権の発生防止、回収に努めている。 その結果、要注意先債権は、52先、2,646百万円(平成15年3月末現在)で、平成14年度中に23先、1,474百万円減少し、減少率は先数が30.7%、金額が35.8%となっている。	1.要注意先は、長期的な存続と再生に向けた方策を模索し、可能な限り支援を行う。 2.不良債権の新規発生防止に努める。 3.健全債権化及び不良債権防止等の実績公表は、義務化された段階で取組方針を検討する。 具体的取組策 1.要注意先については、各企業ごとに個別事情を考慮、メリハリのある審査、管理態勢で臨む。 2.企業の実態に応じ、存続及び再生可能な先は積極的な支援を行う。 3.不良債権の新規発生防止に努める。延滞発生防止には、格段の注意をもって臨む。 4.既往融資先をマーキングして、債務者の実態把握を実地に行う。 5.債務者の実態について、悪化の兆候を察知した場合は、本部と営業店が一体となり善後策を協議して、事態の収拾に努める。 6.健全債権化及び不良債権防止等の実績公表は、義務化された段階で具体策を検討する。	1.取組策を理事会へ付議し、当金庫全体の方針として位置づける。 2.店長会議の招集の際、当該方策の周知徹底を図る。	1.取組策を理事会へ付議し、当金庫全体の方針として位置づける。 2.店長会議の招集の際、当該方策の周知徹底を図る。 17年度以降一層の充実・強化を図る。	全てにわたり、積極的に取り組む。
(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	1.内部研修は実施していない。 2.研修カリキュラム等を検討して外部研修には職員を派遣する。	外部研修や通信研修が実施されれば、参加する。			外部研修へ派遣する。 -2-(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修」

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
(5) 地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	1.中小企業庁主管の「中小企業大学校」のパンフレットを店頭に配備している。 2.九州大学ビジネススクールは遠隔地であることもあり入校・受講気運はない。	当地の中小企業者からの要望には協力、支援を惜しまない。中小企業者からの受身的立場にあるので、当金庫独自の具体策はない。			中小企業大学校への入学希望者へは有効な情報を提供する。

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
3.早期事業再生に向けた積極的取組み					
(1)中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。早期事業再生ガイドラインの趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	1.当金庫の既往債務者でこの種の措置を早急に講ずる必要のある者はいない。 2.破綻懸念先がないではないので、当金庫の知識涵養を高めておく必要はある。	融資実務担当者の知識涵養を図る。そのため、当該制度の解説資料を配布する。	関連の解説資料を各店へ配布する。	左記に準じて、意識の高揚に努める。 17年度以降一層の充実・強化を図る。	職員の知識涵養に努める。
4.新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1)ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	1.債務者の人物・信用・商品等を最重視する融資方針に転換している。 2.融資後はコベナンツを重視して債権管理を行う。恒常的に信用状態を監視して債権の保全に当たり、ローンレビューを実施している。 3.スコアリングは未定着。企業信用格付制度」を採用している。	1.現状の融資スタンスを維持・継続しながら、企業信用格付制度の対象範囲(業種)の拡大を図っていく。 2.ローンレビューの定着と企業信用格付制度の範囲を拡大する。	企業信用格付制度の対象範囲を拡大する。	左記に準じ、充実を図る。(当金庫の場合、個人事業主の格付が完成すれば、申し分ない)。17年度以降引き続き、充実・強化を図る。	引き続き、拡大・充実・強化を図る。
5.顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	1.当金庫は、来店による融資相談、資金の申込を受付けている。(渉外活動を廃止) 2.案件に対し、職員の複数面接待対応を実施している。 3.貸付契約等説明、顧客納得のもと諸項目を決定している。 4.保証人も同様に来店を求め説明、保証意思の確認を行う。 5.徴求書類も来店、関係者の面前で捺印を求めている。 6.来店回数の減少が図れ債務者の利便に資している。 7.来店により誤解等による苦情・トラブルは全く発生していない。	事務ガイドラインに明示される事項は尊重し、具体的な取組みを検討する。	事務ガイドラインに明示される事項は尊重し、具体的な取組みを検討する。	左記のとおり検討する。	1.現状の方針を維持・踏襲する。2.事務ガイドラインに明示される事項は尊重する。

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
(2) 地域金融円滑化会議」の設置・開催	1.三重県の第1回会議、平成15年6月19日に開催。理事1名参加した。 2.会議の内容 当局に寄せられた苦情・相談等の内容説明が主体であった。 3.当該会議の趣旨を理解し、問題発生 of 未然防止に努める。	1.会議には積極的に参加、必要な部分は経営手法に取り入れる。 2.会議の結果を常務会に報告、必要な部分を周知し問題発生 of 予防的手段として活用する。	会議に出席、収集した情報内容 of 金庫内への周知徹底を図る。	会議に出席、収集した情報内容 of 金庫内への周知徹底を図る。 17年度以降 上記に準じて、一層効果のあがるように継続する。	1.今後とも積極的に参加し、協力する。 2.会議で得た重要な情報は、当金庫内に周知徹底し、問題発生 of 未然防止に努める。
(3) 相談・苦情処理体制の強化	1.過去3年来、融資に関する苦情は一切ない。 2.仮に苦情等の申し入れがある場合は担当営業店で対処し本部へ報告して善処方解決に努力することとしている。 3.当該苦情等の処理は経営陣に詳細を報告して全金庫的立場で問題解決に努める。	他金庫の苦情案件を収集し、これを参考に苦情処理能力の向上に努める。	一層の能力の充実・強化を図る。	左記のとおり更に一層の充実・強化を図る。	1.苦情処理体制は、現状維持でよい。 2.未然防止に努めることが先決である。
6.進捗状況の公表		業界団体の指導により前向きに検討する。	公表の細目が決定すれば、上期及び下期に各1回程度公表する。	公表の細目が決定すれば、上期及び下期に各1回程度公表する。 17年度以降 一層の充実・強化を図る。	公表に向けて、前向きに検討する。

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1.資産査定、信用リスク管理の強化					
(1) 適切な自己査定及び償却 引当の実施	1.適切な自己査定及び償却 引当の必要性を認識している。 2.自己査定と検査結果に格差が生じた場合、原因分析を行う。 3.会議等を開催し内容の周知徹底と同様事項の再発防止を図る。 4.理事長は毎年度、自己査定の作業の厳格化を訓示している。	1.自己査定及び償却 引当のための意思疎通を図る。 2.自己査定担当者の能力アップを図る。 3.結果と格差を生じた場合、原因を究明する。 具体的取組策 1.債務者の実態把握。 2.担当者の能力アップのため会議等の開催。 3.本部の二次査定の厳格化。 4.結果と格差を生じた場合、原因究明する。	1.債務者の実態について見直し作業を行う。 2.自己査定の事前会議を開催して意思疎通を図る。	左記に準じて、徹底を図る。 17年度以降更に、一層の充実 強化を図る。	万全を期すよう 積極的に努力する。
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	1.当金庫の不動産担保の90%以上が市街地であり路線価による管理が可能である。 2.路線価を基準で年1回の再評価を義務づけている。 3.担保の現地確認を恒常的に実施している。 4.売買事例に関する情報収集に努めている。 5.基準地価、公示地価に注視し市況の変化を把握している。				現状を踏襲する。
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示	1.金融再生法開示債権は平成12年3月末以降、各年度未分を開示し、9月末開示は14年9月分から開示している。 2.金融再生法開示債権の保全状況は、平成15年3月分から開示した。	1.金融再生法による不良資産開示は、6か月ごとに行う。 2.併せて保全状況についても、6か月ごとに行う。 具体的取組策 金融再生法による不良債権及び保全状況は、今後6か月ごとに実施する。	上期・下期の年間2回開示。	左記に準じて実施する。 17年度以降一層の充実 強化を図る。	開示スタンスで前向きに実施する。

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
3.ガバナンスの強化					
(2) 半期開示の実施	1.半期開示を要する事項は、全て開示に向かって努力している。 2.既に相当部分開示済み。更に開示事項が明示されれば、開示に向かって努力する。	1.ガバナンスに関する開示内容の制度化が先決である。 2.正式に決定があれば検討し実施が決定されれば受け入れる。			
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員 組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	1.当金庫の総代定数は80名で、会員数に対する割合1.7% (全国平均0.41%)で会員の意見吸収度が高い。 2.総代の選考は3年ごとに、総代選考委員によって行われている。 3.総代の選出は5地区に区分、総代は特定のものに特化しないように配慮している。候補者は氏名を公示。 4.平等を保持、恣意的な意向が排除されガバナンスの強化に資する体制が確立されている。	全信協の検討結果を踏まえて検討する。	全信協の検討結果を踏まえて検討する。	左記のとおり検討する。	
4.地域貢献に関する情報開示等					
(1) 地域貢献に関する情報開示	1.当金庫の地域貢献策 低金利貸出の推進、定期預金の高利率付利 (1年もの、当庫0.2%、全国銀行0.03%) 出資金配当率8%の維持等の貢献策を実施している。 2.地域貢献の根幹、健全経営の維持により利用者に最大の利便を提供することである。 3.地元の評価を得て、預金は順調に推移している。	1.地域貢献への公表は前向きに実施する。 具体的取組策 1.地域貢献への公表 ディスクロージャー誌、ホームページで前向きに公表。 2.利用者のアンケートの公表等は、機が熟した段階で、具体的に可能な方法を検討する。	従来どおり 積極的に情報開示する。	左記のとおりの方針を維持 継続する。 17年度以降 更に、充実 強化を図る。	諸情勢を検討しながら拡大 強化に努める。

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
5.法令等遵守 (コンプライアンス)					
行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止	1.経営者自らが範を示し、コンプライアンスの遵守に注力すべきと考えており、不祥事件の発生防止のために注意を喚起している。 2.過去数十年来不祥事件の発生はない。苦情もない。 3.渉外活動を廃止したことにより、来店客に対して金庫側は複数の職員で対応しており苦情等の発生がない。 4.信頼を得て、預金は順調に増加している。	1.理事長自ら、コンプライアンスに関するコミットメントを行う。 2.職員教育の一環として不祥事件やトラブル防止の必要性を周知徹底する。 3.職員の私生活の健全性に注視する。 具体的な取組策 1.理事長自ら、法令遵守のコミットメントを行う。 2.理事会の関与を高め当金庫全体の問題として意識を鼓舞する。 3.常勤監事から意見を聴取する。 4.内部監査の結果を常務会へ報告し、不祥事件等発生之余地が存在しないか検討する。 5.世間的に公表された不祥事件等の事例を役職員へ示し、問題提起や反省の動機付けを行う。 6.マニュアルの反復熟読を奨励する。 7.情報を金庫内へ公開する。			所要の措置を積極的に講ずる。 -5 法令等遵守 (コンプライアンス)

3.その他関連する取組み

項 目	具 体 的 な 取 組 み
- 1- (2) 「目利き研修」	1.担当者を全国信用金庫協会、及び東海地区信用金庫協会が主催する外部研修に派遣し、終了後、各店の担当者を集めて内部研修を行う。 2.東海地区信用金庫協会主催 (平成15年10月21日～22日開催) 全国信用金庫協会主催 (平成15年12月15日～19日開催) に派遣を予定している。
- 2- (4) 「中小企業支援スキルの向上を目的とした研修」	1.この種の事項を目的とした外部研修や通信研修が実施されれば参加する。研修修了後、各店の担当者を集めて内部研修を行い全店に周知する。
- 5 法令等遵守 (コンプライアンス)	平成15年度 1.理事長が機会あるごとにコミットメントを行う。 2.理事会へコンプライアンスの遵守状況を報告する。 3.内部監査結果を常務会へ報告し、内容を検討する。 4.その他必要な措置を講ずる。 平成16年度、17年度以降 上記に準じて、反復・継続し、一層充実・強化する。